

公募型企画競争に関する公告

次のとおり公募型企画競争を実施します。

令和6年2月22日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター院長 法里 高
(押印省略)

1. 競争に付する事項

(1) 件名

SPD業務委託契約

(2) 委託業務内容

仕様書による。

(3) 契約期間

令和6年10月1日～令和9年9月30日(3年間)

(4) 選定方法

本調達に係る交渉権者の決定は公募型企画競争によって行うので、

- ① 仕様書の趣旨に則り企画提案を行うこと。
- ② ①の企画提案に係る企画提案書及び見積書を提出すること。

(5) 見積書の作成方法

① 見積対象の医療用消耗品及び数量

上記(3)の期間、舞鶴医療センターにおいて予定される医療用消耗品 2382品目・一般消耗品 209品目の総額及び管理料

② 見積方法

ア 見積金額については、委託に要する一切の費用として、各医療用消耗品・各一般消耗品の見積単価総額及び管理料(管理料は機器導入経費を含む)を合算した額を記載すること。

イ 見積単価については、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(6) その他

契約は、管理料については見積金額を契約月数で除した金額を固定費とし、医療用消耗品については見積単価による単価契約とする。

2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

(1) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

1. 以下の各号のいずれかに該当する者

- ① 契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号の掲げる者

2. 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者(これを代理人、支配人その他の使用人として仕様する者についてもまた同じ)

- ① 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るための連合をした者
- ③ 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた場合
- ④ 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- ⑥ 契約により、契約の後に対価の額を確定する場合において、当該対価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- ⑦ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当た

り、代理人、支配人その他の使用人として使用したもの。

⑧ 前各号に類する行為を行った者

- (2) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付され、近畿地区の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 契約細則第4条第4項の規定に基づき、経理責任者が別に定める資格を有する者であること。

3. 企画提案書・見積書の提出場所、公募型企画競争説明書の交付場所・問合せ先

〒625-8502

京都府舞鶴市宇行永 2410 番地

独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター 契約係 寺嶋 誓

電話 0773-62-2680 (内線 235)

4. 公募型企画競争説明会の日時及び場所

本件については省略

5. 提案書の提出及び見積書の開封の実施等

(1) 企画提案書の受領期限

令和6年3月14日(木) 17:00

※企画提案書については正本1部・副本10部提出のこと。

※郵送する場合には受領期限までに必着のこと。

(2) 見積書の受領期限

令和6年3月18日(月) 17:00

※郵送する場合には受領期限までに必着のこと。

(3) 企画提案(プレゼンテーション)の日時及び場所

令和6年3月21日(木) 10:00 院内会議室

(4) 見積書開封の日時及び場所

令和6年3月22日(金) 14:30 院内会議室

(その他)

提出された企画提案書及び見積書は返却しない。

6. 契約締結者の決定方法

- (1) 契約締結者の選定は、競争に参加する者の必要資格に関する事項を満たし、仕様書に定める要件を満たした企画提案書を提出し企画提案を行ったものであって、当該競争参加者の見積金額が契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者のうち、企画提案の評価点数の平均値と、当該入札者の入札価格点を合計して得た数値の最も高い者をもって第一交渉権者を決定する。
なお、企画提案の評価点数の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値が同値のものが2者以上の場合は、くじを引かせて第一交渉権者を決定する。この場合においては当該競争参加者が見積書開封会場に出席しない者、またくじを引かない者であるときは、入札執行事務に関係ない職員に、これに変わってくじを引かせ、第一交渉権者を決定する。

見積価格が予定価格に達しない場合については引き続き再度の見積を行うものとする。

第一交渉権者決定後はその者と直ちに委託契約に関する交渉・協議を行い、合意した場合に契約を締結する。なお、契約は、公募型企画競争説明書及び選定した企画提案書の内容に基づき、受託者が遂行すべき準備、業務内容、委託条件等を協議のうえ締結する。

第一交渉権者との協議・交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、総合評価の高い順から他の交渉権者と交渉・協議を行うことがある。

- (2) 交渉権者を決定した場合の参加者への通知

経理責任者は、書面により、競争参加者全員に対し、交渉権者の氏名及び評価結果を通知する。

7. その他必要な事項

- (1) 見積及び契約手続に仕様する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 契約保証金

免除

- (3) 契約書作成の要否

要

(4) 企画提案書等の提案者に要求される事項

この公募型企画競争に参加を希望する者は、企画提案書及び封印した見積書を受領期限内までに提出しなければならない。

尚、提案者は、見積書開封日の前日までの間において経理責任者から提案書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(5) 提出する見積書には見積内訳を添付すること。

(6) 当公告に示した競争参加資格のない者の提出した企画提案書及び見積書、提出者に求められる義務を履行しなかった者の提出した企画提案書及び見積書は無効とする。

(7) 詳細は公募型企画競争説明書による。